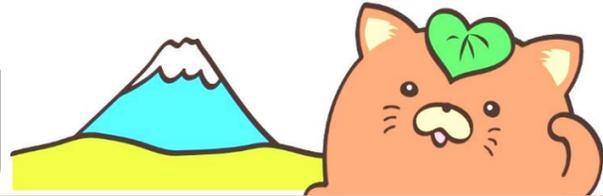


児童手当制度のご案内



これから甲斐市で児童手当の請求をする方へ

児童手当は、児童を養育している方の住民登録地で手続きを行います。
お子さんが生まれた場合や、甲斐市に転入された場合には、お早めに手続きをお願いします。
なお、公務員の方は勤務先から支給となる場合がありますので、必ず職場へご確認ください。

【児童手当制度内容】

1. 受給者について

児童手当の受給者は、児童の主たる生計維持者で、一般的に父または母の所得が高い方です。

※受給者となる人が、甲斐市外に住民登録している場合は、住民登録地へ確認をお願いします。
※父母に養育されていない児童については児童を監護し、かつ生計を維持する方が受給者となります。

2. 支給対象年齢

高校生年代まで（18歳到達後の最初の3月31日）

(※)子が3人以上おり、そのうち1人以上が大学生年代の子である場合「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

申請がない場合は、第3子増額対象外となりますのでご注意ください。

3. 支給月額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	第1子、第2子 15,000円 第3子以降 30,000円(※)
3歳～高校生年代	第1子、第2子 10,000円 第3子以降 30,000円(※)

※「第3子以降」とは、大学生年代（22歳到達後の最初の3月31日）までの養育している子のうち、3人目以降をいいます。

3. 支給時期 甲斐市は15日

原則、年6回（偶数月）にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

支給月	4月支給		6月支給		8月支給		10月支給		12月支給		2月支給	
対象月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月

※支給日が土日祝日にあたる場合はその前の金曜日に支給します。

4. 申し出があった方についての学校給食費や保育料などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※学校給食費などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。



児童手当制度では、以下のルールを適用します



1. 原則、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
(留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります)。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則、その児童の里親などや施設の設置者に支給します。

手続きに必要なもの

- ・受給者本人名義の口座情報がわかるもの(通帳・キャッシュカード等)
- ・受給者の健康保険証
- ・保護者のマイナンバーカード



※その他、手続きによって別途書類等が必要な場合があります。



各種申請書は、窓口または
市ウェブサイトより
ダウンロード可能です。

申請は、出生や転入の翌日から15日以内に！

15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給になります。

ただし、誕生日や転入した日が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

以下の1～6に該当するときは、お住いの市区町村に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
2. 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他市区町村や海外への転出を含む)
3. 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
4. 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または配偶者がいなくなったとき
5. 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。下記の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になったとき ●退職等により公務員でなくなったとき ●公務員であるが、勤務先の管署に変更があるとき

ご家庭の状況により、申請方法等が異なる場合があります。子育て支援課までお問い合わせください。

◎児童手当についての問い合わせは・・・

甲斐市役所 子育て支援課 児童係 〒400-0192 甲斐市篠原2610番地 TEL055-278-1692(直通)